

25

まもろう
憲法25条いのちのとりで裁判
全国アクション
NEWS発行:いのちのとりで裁判全国アクション事務局
TEL:06-6363-3310/FAX:06-6363-3320
〒530-0047 大阪府大阪市北区天満3-14-16
西天満パークビル3号館7階あかり法律事務所
弁護士 小久保哲郎

いのちのとりで 🔍 検索

36号
2025年3月発行

松山地裁でも原告勝訴

国側の学者意見書を排斥



(法廷に入る原告、弁護団ら)

高裁を含め 21 例目の勝訴

2月28日、松山地方裁判所(古市文孝裁判長)は、松山市内在住の生活保護利用者ら30名(提訴時42名)が松山市を被告として提起した裁判で、保護変更処分の取消しを命じる原告勝訴の判決を言い渡しました。

これまで言い渡された地裁判決では30例目で19勝目、高裁判決も含めると21勝目となる勝訴判決でした。(これまでの35判決(地裁30、高裁5)中、原告側は21勝14敗(地裁19勝11敗、高裁2勝3敗)となります。)

笑顔あふれる法廷

当日は、傍聴希望者は70名以上になり抽選が行われました。また、テレビ局、新聞社など多くのマスメディアがつかめました。

原告、弁護団らは、法廷前行進をし、判決に臨みました。裁判長からは判決の主文のみが言い渡され、1分足らずで閉廷しました。あっけないほ

ど短時間でしたが、原告、支援者らは勝ったことを理解すると、法廷内は笑顔で溢れました

判決の判断枠組み

判断枠組みについて、裁判所が本件改定につき厚生労働大臣の裁量権逸脱・濫用があるか否かを審査するに当たっては、統計等の客観的な数値等との合理的関連性や専門的知見との整合性の有無等の観点から審理判断するのが相当というべきであるとし、老齢加算最判の判断枠組みによることを明確に述べ、最近国側が依拠すべきと主張している朝日訴訟最判については言及さえしませんでした。

「デフレ調整」は違法

デフレ調整については、厚生労働大臣の判断過程のうち、①ウエイト参照時点を平成22年とした点、②生活扶助相当CPIの算定に当たり、生活保護世帯の消費構造を反映していない家計調査の結果に基づくウエイトのデータを相当であるとしたことは、一部に論理の飛躍がある等とし、統計等の客観的な数値等との合理的関連性や専門的知見の整合性を欠く部分がある。こうした判断過程は、明らかに合理性を欠き、裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があったとしました。

学者意見書を丁寧に検討

本判決の特徴は、このデフレ調整の違法性を導くにあたり、学者意見書を丁寧に検討していることです。被告から出された宇南山意見書についての批判的検討を行い、「平成22年をウエイト参照時点としたのはロウ指数である」とする国の主張と他の統計学者の先生方の意見書との整合性などについて検討



(勝訴の旗を掲げる原告ら)

している部分は、他の地域の判決には余りみられない部分であると思います。

ゆがみ調整は違法認めず

なお、本判決は、ゆがみ調整については、厚生労働大臣の判断過程(2分の1反映の判断過程を含む。)は、いずれも統計等の客観的数値等との合理的関連性や整合性を欠くものとは言えないとし、違法性を認めませんでした。

原告、「みんなの思いがあったから」

判決後すぐに、原告記者会見と報告集会が行われました。原告の福岡哲男さんは「国に勝てると思っていなかった。1人だけでは無理だったがみんなの思いがあったから」と話し、一方で10年以上の裁判の半ばで亡くなった原告に触れ「勝利を報告できるのはうれしいがやはり残念」と声を落としました。続いて原告の金谷潤さんも、「もっと早ければというのは同じ気持ちだ」と話しました。

女性原告、「司法に気持ちが通じた」

80代女性は、市への書類提出時に不正を疑われた経験にふれ「何度も悔しい思いをして涙を流した。甘んじて保護を受けているのではない」と話しました。「冷たすぎる国や自治体とは違い、司法には気持ちが通じた」と感謝し「これが第一歩だと思う」と決意を新たにしました。

弁護団長、「ほっとした」

菅陽一弁護団長は「自信はあったが、不安もあった。一言でいえば、ほっとした」と話しました。また、原告側が逆転勝訴した1月の福岡高裁判決をあげ「思い切った判断で良い方向だ」と、上級審に期待していることを話しました。

続いて、岡崎光隆弁護士は「10年たっても多くの原告、支援者が集まってくれたことに感謝しています。今後も闘いが続きますが一緒に頑張っていきましょう」と話しました。

支援する会会長、「権利としての生活保護の実現を」

いのちのとりで裁判愛媛アクションの鈴木静会長は、生活保護バッシングが吹き荒れるなか立ち上り、闘い続けた原告らの勇気を称えました。現在も生活保護利用に対する誹謗中傷はあるとし、原告の多くは顔や名前を出せず、裁判で勝った喜びを伝えることもできないことを問題だと指摘しました。「生活保護は権利であり、必要な人が利用できるようにすべきだ」と強調しました。

原告、弁護団、支援する会が一体となって

記者会見の場で、原告3名と弁護団3名にお祝いと慰労の花束が手渡され、会場は大きな拍手に包まれました。これからも、原告、弁護団、支援する会が一体となって、元気に取り組んでいきます。引き続き、ご支援をよろしくお願いいたします。



判決直前、地元紙で連載記事

2月26日から28日にかけ、愛媛新聞に「生存権国に問うー愛媛生活保護訴訟判決を前にー」と題し、連載記事が掲載されました。1日目は記者会見でも発言した原告、2日目はシングルマザーの原告の生活保護に至る経緯や生活の実態、葛藤する気持ちが丁寧に書かれています。

2日目に登場する美里さん(仮名)は、娘さんに「惨めな思いをさせた」との後悔が今もあるとし、「国には、ひとり親などの受給世帯が少しでも充実した生活が送れるよう、考えてほしい」と願っていることが書かれています。

継続的に取材してくれているからこそその良記事でした。

いのちのとりで裁判全国アクション 4.3 決起大集会

最高裁判所の判決がいつ出されてもおかしくない状況です。わたしたちの訴えが地裁・高裁で続々と認められてるなか、気持ちを一つにして、最高裁判決に向かいましょう。会場を埋め尽くすためにご参加をお待ちしています！

ぜひ会場でご参加を

史上最大の生活保護基準引下げの違法性を問ういのちのとりで裁判では、「物価偽装」とも言うべき恣意的な「デフレ調整」が司法で断罪され、直近の福岡高裁、松山地裁での連勝で原告側の 21 勝 14 敗となっています。

特に、3 月は、13 日に大阪高裁（京都訴訟）、福岡高裁（佐賀訴訟）、18 日に札幌高裁、27 日に東京高裁（東京先行訴訟）、28 日に東京高裁（さいたま訴訟）と判決ラッシュで、近々、最高裁判所（第三小法廷）での判決も見込まれています。

「デフレ」は過大に考慮するのに「インフレ（物価高）」はまったく考慮しない日本の生活保護基準設定のあり方は国際的にも異常です。気持ちをひとつにして最高裁勝訴を勝ち取るため、会場を埋め尽くしましょう！

日時：2025 年 4 月 3 日（木）12 時～14 時

場所：参議院議員会館講堂

事前登録不要・入場無料

※Zoom 配信あり。

申し込みは 4 月 1 日（火）までに以下から

<https://forms.gle/7GpzK6aXKDjJHgvH8>

進行予定



司会：雨宮処凛・稲葉剛

○開会あいさつ

○「生活保護バッシングを乗り越えてきた裁判の意義」

稲葉剛（つくろい東京ファンド代表理事）

○「いのちのとりで裁判の現在地～相次ぐ高裁判決の傾向分析」

小久保哲郎（いのちのとりで裁判全国アクション事務局長・弁護士）

○「物価高に見合う生活保護基準引上げ率は？」

高木健康（福岡訴訟弁護団長）

○全国各地の原告・弁護団・支援者の声

○国会議員スピーチ・メッセージ紹介

○集会まとめ

尾藤廣喜（いのちのとりで裁判全国アクション共同代表）

さらに 10 万筆を集めよう 最高裁にあてた統一署名を



地裁そして高裁への署名や傍聴組織と並行した取り組みになっていますが、最高裁の判断が示されれば、その判断が基本路線となることを踏まえれば、最高裁宛の取り組みを今一度、各地で最優先の取り組みに位置づけていきましょう。

○当面する取り組み方針

- ・3月～6月にかけて、各地で地裁・高裁判決が続きます。裁判傍聴や集会に参加して、是非とも福岡高裁に続く勝訴判決を勝ち取りましょう。
- ・次回、最高裁要請は4月3日の予定です。**さらに10万筆を提出**して、最高裁に人権の砦として司法の職責を果たす判決を求めましょう。

○4月3日、最高裁要請、決起集会予定

- ・朝、最高裁前にて宣伝行動。10時より最高裁要請
- ・12時～14時、参議院議員会館行動にて決起集会

ホームページに署名用紙・オンライン署名

当会ホームページに署名用紙があります。ダウンロードし、必要な枚数を印刷してください。あわせて、ホームページからオンライン署名もあります。

署名は3月24日までに下記へお送りください。
署名活動は引き続き行いますが、まずは年度末をめどに取り組ましましょう。

【署名の送付先】
全国生活と健康を守る会連合会
〒160-0022
東京都新宿区新宿 5-12-15 KATO ビル 3F

人権の砦として司法の職責を果たせ

2025年最初の高裁判決となった福岡高裁は、見事逆転勝訴を勝ち取り、各地のたたかいを大いに励ましました。また、2月28日の松山地裁の勝訴判決により、地裁では19勝11敗となり、行政訴訟としては異例の展開となっています。いよいよ舞台は最高裁です。人権の砦として司法の職責を果たす判決を求める声をさらに集めて、最高裁での勝訴判決を何としても勝ち取りましょう。

<いのちのとりで裁判全国アクションへ入会・更新をお願いいたします>

HPより入会・更新手続きの上、年度会費をお振り込みください。
年度会費：(個人)1口500円、(団体)1口1000円

〈口座〉○ゆうちょ銀行 記号番号14070-49720311 口座名義 いのちのとりで裁判全国アクション
○他金融機関からの振り込みの場合 【店名】408(読み ヨンゼロハチ) 【店番】408
【預金種目】普通預金 【口座番号】4972031

HPをご覧になれない方は
①個人or団体の口数、②名前(所属)
③住所④電話⑤FAX⑥メールアドレスを
ご記入の上、いのちのとりで
裁判全国アクション事務局まで
FAX(06-6363-3320)してください。